

令和6年(2024年)12月改訂

# おくやみハンドブック

～ 死亡届を提出された際の主なお手続きのご紹介 ～

## 練馬区

### おくやみコーナーのご案内

● 受付時間・場所について

● ご予約について

受付時間 平日：午前9時～午後5時

予約受付時間 平日：午前8時30分～午後5時

場 所 練馬区役所本庁舎2階  
区民部戸籍住民課

予約用電話番号 03-5984-1198

※ コーナーを利用する3営業日前までにご予約ください。



## 《おくやみの手続き》

おくやみコーナーのご案内 .....	P.2
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ .....	P.3
来庁時お持ちいただくもの .....	P.4
おくやみ手続き Q&A .....	P.5
手続きチェックリスト .....	P.6
区役所で行う手続き .....	P.9
区役所以外で行う手続き .....	P.39

## 《相談窓口》

ご遺族の方に対する各種相談 .....	P.41
区民相談のご案内 .....	P.42

## 《その他》

相続に必要な証明書（戸籍や住民票等）について .....	P.43
戸籍に関する証明書の請求書（郵送用） .....	P.47
委任状（おくやみコーナー専用） .....	P.48
練馬区役所案内図 .....	P.49



## ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくりやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、相続のほか年金や保険など、亡くなられた方に対するさまざまなお手続きが必要となります。

このたび、各手続きに必要なものなどをまとめたパンフレットを作成しましたので、ご活用ください。また、練馬区役所本庁舎2階に「おくりやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしております。どうぞ、ご利用ください。

このハンドブックが、少しでもお役に立てることを願っております。

## おくりやみコーナーのご案内

練馬区では、ご家族等が亡くなられた際の、おくりやみに関する多岐にわたるお手続きについて、ご遺族の負担を減らすことができるよう、一括して案内・受付を行う専用窓口「おくりやみコーナー」を設置しています。

※コーナーを利用せずに、直接各担当窓口でお手続きをしていただくことも可能です。

### おくりやみコーナーでできること

#### ●必要な手続きをまとめて受付できます。

区役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

#### ●書類の記入が省略できます。

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



#### ●安心してご相談いただけるようプライバシーに配慮し、個室仕様の「専用ブース」を設けています。

### 予約方法について

以下の方法で予約をしてください。

#### ●電話予約

おくりやみコーナー専用ダイヤル：**03-5984-1198**

お電話をいただく際は、「おくりやみコーナーの件」とお伝えください。

電話受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝休日・年末年始を除く）

手続き対応時間枠（予約できる日時）

(1) 9時～ (2) 10時30分～ (3) 13時30分～ (4) 15時～

※一組30分から60分程度かかります。

※コーナーを利用する3営業日前までにご予約ください。

※予約なしで、必要な手続きの案内のみも行っています。

（手続きは各担当窓口となります。）



▲おくりやみコーナーのご案内

練馬区おくりやみコーナー

場 所：練馬区役所本庁舎2階 区民部戸籍住民課

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝休日・年末年始を除く）

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届の提出（7日以内）</li> <li>○健康保険・世帯主変更の手続き（14日以内）</li> <li>○年金関係の手続き（14日以内）</li> <li>○公共料金などの手続き（14日以内）</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告※</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

※確定申告の状況によっては、練馬区の保険料に影響が出る場合があります。

練馬区で必要な手続きについては9ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

## 来庁時お持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

**来庁される方の本人確認書類**（本ページ下段「本人確認書類について」参照）

**認印**（相続人代表者および喪主のもの）

**預貯金通帳**

相続人・喪主など各種支給・助成を受ける方の銀行等口座番号がわかるものが必要です。

**喪主の氏名がわかる領収証または会葬礼状**

亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の場合、葬祭費の申請ができます。

**指定葬儀場使用料の領収書原本**

指定葬儀場を使用した場合、助成の申請ができます。

**印鑑登録証（カード）**

相続人など練馬区に印鑑登録をしている方の印鑑証明書が必要な場合、お持ちください。

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、各種証明書の請求にあたり委任状が必要になる場合があります。

### 亡くなられた方の必要なもの

**国民健康保険被保険者証（資格確認書）、後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）**

亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

**介護保険被保険者証**

**基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または年金証書）**

※P18.19に該当する方のみ

**身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など**

**その他、練馬区から交付されたものなど**

### 本人確認書類について

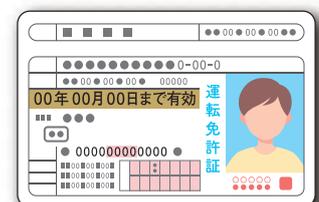
**1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

**2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、年金手帳、社員証、学生証、年金通知書など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



### Q1 死亡届について教えてください。

A1 死亡の事実を知ったときから7日以内に、①死亡した場所、②死亡された方の本籍地、③届出人の住所地のいずれかの自治体に届出が必要です。届出人は、親族、同居者、家屋管理人等で、提出は葬儀社等に代行してもらうことも可能です。

### Q2 火葬許可証と埋葬許可証の違いはなんですか？

A2 死亡届を提出すると火葬許可証が交付されます。火葬許可証を火葬場に提示すると、火葬後に日時を記入して返却され、それが埋葬許可証となります。この埋葬許可証がないと墓地に埋葬ができませんので大切に保管してください。

### Q3 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

A3 本籍地が練馬区で、練馬区に死亡届を出された場合は、10日程度（土日祝日を除く）で死亡が記載された戸籍が取得できます。本籍地や死亡届の提出先が練馬区外の場合は、取得可能な日にちが異なりますので、各市区町村にお問い合わせください。

### Q4 戸籍謄本（戸籍の証明書）が必要になることがある手続きは何ですか？

- A4
- ・年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
  - ・マル障の還付手続き
  - ・自動車所有権を移転するとき
  - ・銀行預金や証券の名義変更
  - ・お墓の名義変更
  - ・生命保険などを受け取るとき
  - ・高額療養費の手続き
  - ・相続や相続放棄の手続き

などがあります。必要書類の詳細については、提出先にお問い合わせください。

### Q5 住民票（除票）の写しが必要になることがある手続きは何ですか？

- A5
- ・年金の受給権者および加入者の死亡による給付手続き（未支給年金等）
  - ・相続登記

などがあります。必要書類の詳細については、提出先にお問い合わせください。

### Q6 デジタル遺産とは何ですか？

A6 亡くなられた方が、スマートフォンなどで管理していたお金に関する財産（ネット銀行の預金残高、各種ポイントなど）のことです。確認するためには、IDやパスワードが必要となります。このため、対応方法をエンディングノートに記載するなどして、事前に準備しておくことで安心です。

## 手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
保険・年金関係	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	介護保険に加入していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給せずに亡くなった	P.18
戸籍・住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなった	P.20
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	練馬区で印鑑登録をしていた (印鑑登録証を持っていた)	P.21
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本 (戸籍の証明書) が必要	
	<input type="checkbox"/>	住民票 (除票) の写しが必要	P.22
障害・福祉	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳 (愛の手帳) の交付を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害者に係る手当などを受給していた	
	<input type="checkbox"/>	東京都心身障害者医療費助成 (マル障) の受給者証を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	福祉用具の貸し出しを受けていた (車いす・介護用ベッド)	P.28
	<input type="checkbox"/>	紙おむつ等の支給を受けていた	
子ども・子育て・保育	<input type="checkbox"/>	就学援助 (小中学校) を受けている、または新たに就学援助を受けたい	P.29
	<input type="checkbox"/>	子ども医療証の交付を受けている	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受けている	P.30
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当、児童育成手当 (育成)、ひとり親家庭等医療費助成などを受けている	P.31

# 手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

区分	☑	該当事項	詳細ページ	
子育て・子ども・保育	<input type="checkbox"/>	児童育成手当(障害)、特別児童扶養手当を受けている	P.31	
	<input type="checkbox"/>	保育園に通園している子がいる	P.32	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園に通園している子がいる		
税金・助成金・区民葬儀等	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方に、前年中に年金や給与等の所得があった	P.33	
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方に、住民税の未納や納期未到来分がある		
	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)を所有していた	P.34	
	<input type="checkbox"/>	犬(生後91日以上)を飼っている		
	<input type="checkbox"/>	指定葬儀場使用料の助成を受けたい	P.35	
	<input type="checkbox"/>	区民葬儀を利用したい	P.36	
	<input type="checkbox"/>	ごみの処分をしたい		
	<input type="checkbox"/>	区営住宅に住んでいた	P.37	
	<input type="checkbox"/>	区立高齢者集合住宅に住んでいた		
年金・公共料金・運転免許証等	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金を受給していた、または、加入していた	P.39	
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給していた、または、加入していた		
	<input type="checkbox"/>	所得税(準確定申告、納税)について		
	<input type="checkbox"/>	相続税(申告、納税)について		
	<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税について		
	<input type="checkbox"/>	公共料金(電気、ガス、水道)について		
	<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書の交付を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	運転免許証の交付を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	二輪車(125cc超)、自動車を持っていた		P.40
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた		
<input type="checkbox"/>	銀行・クレジットカード・有価証券を持っていた			
<input type="checkbox"/>	簡易保険、生命保険に加入していた			

区分	☑	該当事項	詳細ページ
年金・公共料金・運転免許証等	<input type="checkbox"/>	NHK受信料について	P.40
	<input type="checkbox"/>	シルバーパスを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	恩給を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	パスポートを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	電話について	
	<input type="checkbox"/>	都営住宅に住んでいた	
	<input type="checkbox"/>	お墓を持っていた	
各種相談	<input type="checkbox"/>	ご遺族の方に対する各種相談	P.41
	<input type="checkbox"/>	生活にお困りの方の相談窓口	
	<input type="checkbox"/>	区民相談のご案内	P.42
(戸籍や住民票等) 相続に必要な証明書について	<input type="checkbox"/>	相続手続きとは	P.43
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本とは	
	<input type="checkbox"/>	住民票・除票とは	
	<input type="checkbox"/>	法定相続情報証明制度	P.44
	<input type="checkbox"/>	相続登記	
	<input type="checkbox"/>	相続放棄	
	<input type="checkbox"/>	相続税	
	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋）評価証明書	
<input type="checkbox"/>	相続手続き（三親等以内の親族）確認表	P.45	
その他	<input type="checkbox"/>	おくやみチャットボット	P.46
	<input type="checkbox"/>	戸籍に関する証明書の請求（郵送用）	P.47
	<input type="checkbox"/>	委任状（おくやみコーナー専用）	P.48